

関連当事者間取引にかかるガイドライン

1. 方針

当社は、当社取締役をはじめ、子会社および関連会社（以下、子会社等という。）ならびに当社の主要株主（議決権所有割合が 10%以上）等との間で行う取引（以下、関連当事者取引という。）に関して、子会社等あるいは株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした恐れが生じないように、法令および当社諸規程にしたがって関連当事者取引の内容に応じた適切な手続きを定める。

また、取締役会ならびに監査等委員会は、本ガイドラインによる手続きを踏まえて関連当事者取引の実施状況等を適正に監督するものとする。

2. 対象となる取引

本ガイドラインは、会社法に規定する以下の利益相反取引について、関連当事者と会社との利益が相反する取引を行うことを予防的に制限することを目的とする。

（1）直接取引

取締役が自己または第三者のために会社と取引を行うことをいう。

（2）間接取引

会社が、取締役以外の者との間で、会社と取締役の利益が相反する取引をすることをいう。

3. 関連当事者取引に関する手続き

当社の取締役が関連当事者取引を実行する場合は、以下の手続きによる。

（1）取引の事前通告

関連当事者取引に該当する可能性がある取引を実行しようとする取締役は、取締役会議長にあらかじめその取引の内容を報告する。

（2）取締役会における審議ならびに承認

取締役会は、取締役会議長から上程された関連当事者取引にかかる議案について、その取引の重要性や性質に応じ、合理性や取引条件の妥当性等を審議し、可否を決定する。

（3）監査等委員会における審議ならびに承認

監査等委員会は、取締役会で承認を受けた取引内容を議案として審議し、可否を決定する。

なお、取締役が監査等委員会の承認を受けずにその取引を実行した場合、任務懈怠に基づく損害賠償責任を負う。

(4) 取締役会における審議ならびに決議への不参加

関連当事者取引の承認にあたり、取引の相手方である取締役は特別利害関係人となって、当社に対する忠実義務を誠実に履行することが困難と認められる関係となるため、その取引に関する取締役会での審議ならびに決議には参加できない。

(5) 取引中止等の措置

関連当事者取引が、子会社等もしくは株主共同の利益を害する恐れがあると認められる場合は、取締役会もしくは監査等委員会はその取引の中止に必要な措置を講ずる。

(6) 主要株主との取引

当社と主要株主との取引についても、前記(1)から(5)の手続きに準じて取締役会ならびに監査等委員会における審議および承認を要する。

4. 本基準の改廃

本基準の改廃にあたっては、監査等委員会の承認を経て取締役会において決議する。

附 則

1. 本ガイドラインは平成27(2015)年10月16日から制定実施する。

1. 本ガイドラインは平成29(2017)年 3月 1日から改訂実施する。

(別紙)

1. 関連当事者とは、財務諸表規則第8条第17項に基づき、次に掲げる者をいう。

- ① 財務諸表提出会社の親会社
- ② 財務諸表提出会社の子会社
- ③ 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
- ④ 財務諸表提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
- ⑤ 財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社
- ⑥ 財務諸表提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号及び第八号において同じ。）
- ⑦ 財務諸表提出会社の役員及びその近親者
- ⑧ 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者
- ⑨ 前三号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社
- ⑩ 従業員のための企業年金（財務諸表提出会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

2. 利益相反取引にかかる会社法の規定

(1) 会社法第356条第1項

取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① （省略）
- ② 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき
- ③ 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき

(2) 会社法第365条1項

取締役会設置会社における第356条の規定の適用については、同条第1項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。

3. 利益相反取引に関する類型として以下の例をあげるが、これに限るものではない。

① 直接取引の例

- (イ) 当社の取締役が当社の100%子会社ではない他の会社の代表取締役を兼任している場合で、当該取締役が当該他の会社を代表して当社と直接取引をするとき

- (ロ) 当社の取締役が当社の 100%子会社ではない他の会社の取締役（代表取締役を除く）を兼任している場合で、当該取締役が代理や交渉窓口等になること等により当該他の会社のために当社と直接取引をするとき。
- (ハ) 当社の取締役が当社の 100%子会社ではない他の会社の支配人その他の使用人である場合で、当該取締役が代理や交渉窓口等になること等により当該他の会社のために当社と直接取引をするとき。
- (ニ) 当社の取締役が他の会社の株式の過半数（議決権ベース）で保有しており、又はそれ以外の方法により他の会社の経営を実質的に支配している主宰者と認められる場合で、当該他の会社が当社と直接取引をするとき。
- (ホ) 当社の取締役と生計を同一にしている者が当社の 100%子会社ではない他の会社の代表取締役である場合で、その者が当該他の会社を代表して当社と直接取引をするとき

② 間接取引の例

- (イ) 当社の取締役が当社の 100%子会社ではない他の会社の代表取締役を兼任している場合で、当該取締役が当該他の会社を代表して債権者から貸付を受けるに際し、当社が当該債務を保証するとき。
- (ロ) 当社の取締役が他の会社の株式の過半数（議決権ベース）を保有しており、又はそれ以外の方法により他の会社の経営を実質的に支配している主宰者と認められる場合で、当該他の会社が債権者から貸付を受けるに際し、当社が当該債務を保証するとき。

③ 取締役個人との利益相反取引等の例

- (イ) 取締役個人またはそれらの個人と生計を同一にしている者との利益相反取引
- (ロ) 取締役個人またはそれらの個人と生計を同一にしている者に対する第三者割当増資、新株予約権の付与
- (ハ) 取締役個人の会社に対する責任の一部免除
- (ニ) 当社と取締役との間の訴えにおいて当社の代表者を定めること
- (ホ) 代表取締役の解職

以上